

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

全国的に人口減少、少子高齢化が進行している中、本町の人口は今後も引き続き増加していくことが予測されています。H25年からH26年にかけての人口増加率は1.2%（県内3位）となっており、人口増加の要因として出生率（16.2%県内1位）・転入率（7.7%県内3位）がともに高く、県内上位を占めています。市町村間の移動率（転入率・転出率）が高く持ち家率の低さは福岡市に次いで県内2位となっています。第4次総合計画将来人口フレームでは、平成22年41,000人と想定していましたが、同年の国勢調査では、約1,000人上回っています。年齢別人口はすべての年齢階層で増加を見込んでおり、令和7年には総人口52,000人に到達予定です。年少人口、高齢者人口の割合は、令和2年頃まで上昇し、その後はよこばいとなる見通しです。本町でも高齢化が進行していますが、高齢化率は全国平均（H27年26.7%）より低い数値（H27年17%）で推移しています。

本町の産業別就業人口は、第3次産業従事者が増加を続けています。第2次産業従事者が約30%を占めていましたが、17.8%まで低下しています。第1次産業従事者は2.7%から1.2%まで低下し、農地転用などによる耕作地の減少や農家の後継者不足が影響しているものと考えられます。町の中心地域の商業地の商業地は、一定のにぎわいを維持しているものの、町内の中小企業数は減少傾向にあり、人手不足に悩まされ、町全体として、規模の小さな企業が多いため、経営基盤が弱く、後継者不足等の課題にも直面しています。現状を放置すると中小事業者の生産性は更に悪化し、中小事業者の減少に歯止めがかからない状況となる可能性があります。

(2) 目標

先端設備等導入計画目標認定件数 10件程度

中小企業等経営強化法第49条1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、生産性向上の足枷となっている老朽化した設備を、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより設備一新をはかり、中小企業の設備投資が活発な自治体の一つとなり、更なる経済発展を遂げ、福岡地域の中核都市を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

事業者の目標。

労働生産性については、計画期間において、基準年度比（直近の事業年度末）で目標伸び率は年平均3%以上とし、計画期間3年間の場合は9%以上の伸び率。計画期間4年間の場合は12%以上の伸び率。計画期間5年間の場合は15%以上の伸び率。

○労働生産性の算定式

$$\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量}} \\ \text{(労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間)}$$

2 先端設備等の種類

粕屋町の産業は、農業、製造業、卸売業、小売業と多岐に渡り、多様な業種が粕屋町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全種類

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

粕屋町は、町域を縦横に貫くJR福北ゆたか線（4駅）とJR香椎線（2駅）、国道201号、県道607号、福岡都市高速道路4号線、九州自動車道が走る交通利便性の高い町のため、産業は広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、粕屋町全域とする。

(2) 対象業種・事業

粕屋町の産業は、農業、製造業、卸売業、小売業と多岐に渡り、多様な業種が粕屋町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全種類とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から、5年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。